

県境不法投棄事案に係る住民説明会の質疑要旨

- 開催日時 平成24年11月14日（水） 18:30～19:30
- 開催場所 田子町中央公民館ホール
- 出席者 青森県：林環境生活部長、小笠原次長、北沢室長他 計13名
田子町：山本町長、中澤室長、古郡主査 計3名
住民参加：計31名
報道関係：計5名

■ 次 第

- 1 開会
- 2 挨拶（1）青森県環境生活部長
（2）田子町長
- 3 説明 県境不法投棄事案に係る実施計画の変更について
- 4 質疑応答
- 5 閉会

■ 質疑要旨（敬称略）

【宇藤安貴子】

ダイオキシン、1,4-ジオキサンの対応策について詳しく説明願いたい。

【佐々木総括主幹】

事業着手前に最も懸念されたのがダイオキシンの問題であったが、現場を遮水壁で囲んで汚染が外に出ないように対策をした上で水処理施設で浄化処理する現在の処理できちんと処理できている。

1,4-ジオキサンは平成21年度に環境省が環境基準に追加している。それを受けて青森県では平成22年度からモニタリング調査の対象物質に追加。この物質は土壌には吸着しにくく、水に溶けやすい性質で、現場内の表流水や地下水で検出されている状況。今後、廃棄物と汚染土壌の撤去が案諒すると、残る地下水の汚染は、ほぼ1,4-ジオキサンをターゲットに浄化計画を組んでいくことになる。

【澤口博二】

廃棄物等撤去後の場内整備について詳しく説明願いたい。

【佐々木総括主幹】

変更実施計画案では、現場内地下水の浄化に8年程かかると見込んでいる。地下水の浄化は進めていくが、廃棄物等の撤去が終わった後の場内についても、つぼ掘り跡も多く起伏が激しい。整地して、危険がないような状態にした上で、植樹に平成26年度から取りかかりたい。

【久慈正良】

廃棄物等の撤去完了後、現在の廃棄物運搬車両の経路（国道104号線）の道路拡幅工事は平成25年度で打ちきりになるのか。

【三上総括主幹】

これまでは交通安全対策事業として、県境産廃の運搬に関わる安全運行の確保の観点で実施してきた。平成25年度で廃棄物撤去が完了すると、廃棄物運搬車両が通行することがなくなるので、一区切り置かせてもらう。そこで明確に終わるということではなく、県境産廃に関連したということではなく、通常の道路整備事業の中で検討は進んでいくものと考えている。

【久慈正良】

廃棄物の撤去が終わった後の森林域整備の具体的な進め方について。

【北沢室長】

森林域整備の進め方について、平成25年度中から整地の仕方等、環境再生計画に沿ったかたちで詳細について協議を始める。できれば県民の皆様へ植樹へ参加していただきながら進めたいと考えている。

【原昌徳】

全量撤去完了後には、今の現場を行政財産として残すのか、普通財産に切り替えるのか。町とすれば、永遠に県が責任を持って行政財産として扱っていただきたい。農業施設の部分はいわゆる目的外使用許可とするのか。

【北沢室長】

環境再生計画上は、地域振興の観点でバイオマスエネルギー等を利用した農業施設として利用する部分と、植樹をする部分との2つに大きく分けられる。現時点で詳細は未定だが、地域振興に使う部分は基本的に民間業者が事業主体となるので、おそらく普通財産に切り替えて買い取っていただいたほうがいい。森林域整備の部分についても扱いは決まっていないが、具体的な他の活用方法がない限り、基本的には県の財産としてそのまま登記していくことが考えられる。今後検討していきたい。

【畠山勉】

現場内県境部に岩手県で鋼矢板を設置するとのことだが、岩手県ではいつまでに設置をし、いつ撤去する予定なのか。その点について両県で詳細な協議がされているか。

【北沢室長】

岩手県との協議では、今年度末までには基礎調査を実施し、本工事については来年度中に施工すると伺っている。いつまで設置しておくかは今後の協議となる。本県としては少なくとも本県の事業が完了するまでは残していただくよう交渉していきたい。